

議案第52号

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うため、個人番号の利用範囲について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年福岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(7) 前号に掲げる事務に準じるものとして規則で定める事務

第4条第3項中「掲げる事務」の次に「その他これに準じるものとして規則で定める事務」を、「掲げる特定個人情報」の次に「その他規則で定める特定個人情報」を加える。

別表1の項から10の項までを削り、同表11の項中「医療保険給付関係情報」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に、「外国人生活保護関係情報」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に準じる措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」に改め、同項を同表1の項とし、同表12の項を同表2の項とし、同表13の項を同表3の項とし、同表14の項を同表4の項とし、同表15

の項中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同項を同表5の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。